

<核・原子力関連資機材>

<問題1>

運用通達において規定されている輸出令別表第1の解釈を要する語のうち、2の項の「原子炉の部分品」の解釈に関し、次の中から、「原子炉の部分品」として正しい組み合わせを一つ選びなさい。

1. 原子炉容器、原子炉容器に接続する配管、炉心板
2. 原子炉容器の上部蓋、原子炉制御棒、タービン及び発電機
3. 原子炉容器に接続する配管、炉心支持柱、制御棒案内管
4. 原子炉容器、原子炉制御棒、シュラウド
5. 原子炉容器の主要部分品、原子炉への燃料装荷・取出装置、炉心板

<問題2>

次の中から輸出令別表第1の2の項(17)貨物等省令第1条第二十二号の「ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料」の規制対象となっていないものを一つ選びなさい。

1. 炭素繊維
2. ベリリウム合金
3. アルミニウム合金
4. チタン合金
5. ガラス繊維

<問題3>

次の中から経済産業省が公表している「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」(懸念貨物例)の中で、「核兵器」が懸念される用途となっているものはいくつあるか答えなさい。なお、同通達で懸念される用途が重複しているものを含む。

- A 耐食性の圧力計・圧力センサー
- B 質量分析計又はイオン源
- C プリプレグ製造装置
- D 振動試験装置
- E 人造黒鉛

1. 1個
2. 2個
3. 3個
4. 4個
5. 5個

< 航空宇宙・レーダー・航法関連 >

< 問題 4 >

次の中から輸出令別表第 1 の 4 の項 (6) 貨物等省令第 3 条第七号で規制されている推進薬又はその原料となる物質として、正しいものはいくつあるか答えなさい。

- A 濃度が 5 0 パーセントを超えるヒドラジン
- B アンモニウムジニトラミド
- C グリシジルアジドの重合体
- D 過塩素酸アンモニウム
- E フェロセン誘導体

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 5 個

< 問題 5 >

輸出令別表第 1 の 4 の項 (2 2) 貨物等省令第 3 条第二十三号のロケット搭載用の電子計算機に関して、(A) から (C) にあてはまる語句について、正しい組み合わせの番号を一つ選びなさい。

貨物等省令第 3 条第二十三号：

5 0 0 キログラム以上のペイロードを 3 0 0 キロメートル以上運搬することができるロケットに搭載するように設計した (A) であって、次のいずれかに該当するもの

イ (B) を超える温度まで使用することができるように設計したもの

ロ 全吸収線量がシリコン換算で (C) 以上となる放射線照射に耐えることができるように設計したもの

- 1 . A デジタル電子計算機
 - B 零度より低い温度から 6 5 度
 - C 5 0 万グレイ
- 2 . A アナログ電子計算機又はデジタル電子計算機
 - B 零下 4 5 度より低い温度から 8 5 度
 - C 5 0 万グレイ
- 3 . A デジタル電子計算機
 - B 零下 4 5 度より低い温度から 8 5 度
 - C 5 0 万グレイ
- 4 . A デジタル電子計算機又はアナログ電子計算機
 - B 零下 5 5 度より低い温度から 1 2 5 度

- C 500万ラド
- 5. A アナログ電子計算機又はデジタル電子計算機
- B 零下45度より低い温度から55度
- C 50万ラド

<問題6>

以下の仕様の漁業用ソナーを輸出するにあたり、輸出令別表第1の10の項(1)貨物等省令第9条第一号イに関する該非判定について、正しいものを一つ選びなさい。

仕様

探知可能方向 : 水平方向360度
動作周波数 : 15kHz
計測距離 : 5000m
送信音圧 : 220デシベル
音響ビーム : ビーム幅 0.9度
音響出力 : 5kW
送受波器使用素子 : チタン酸バリウム
送受波器耐水深 : 10m
サイドローブ : 20デシベル

1. 動作周波数が100キロヘルツ未満で、この装置が成形できる音響ビーム幅が1度未満なので該当すると判定する。
2. 計測距離が5120mを超えないので非該当と判定する。
3. 魚群探知のみを行う水中探知装置であるので非該当と判定する。
4. 動作周波数が10キロヘルツ以上24キロヘルツ以下で音圧レベルが224デシベルを超えていないので非該当と判定する。
5. チタン酸ジルコン酸鉛以外の素子を組み込んだ送受波器を有しているので該当すると判定する。

(参照条文・抜粋)

貨物等省令第9条

輸出令別表第1の10の項の経済産業省令で定める仕様のあるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 音波(超音波を含む。以下この条において同じ。)を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 送信機能を有するもの又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの(垂直方向にのみ使用することができるものであって、プラスマイナス20度を超える走査機能を有していないものうち、水深の測定、水中にある物体若しくは水底に埋もれた物体までの距離の測定又は魚群探知のみを行うもの及び音響用のビーコンであって、緊急用のもの又は水中の任意の位置に設置することができるように設計したピンガーを除く。)
 - (一) 水底の地形図を作成するための測深機であって、次の1及び2に該当するもの
 - 1 垂直方向から20度を超える角度での測定ができるように設計し、かつ、水面下600メートルを超える水深を測定することができるように設計したもの

- 2 多重ビーム（いずれかの音響ビームのビーム幅が1.9度未満のものに限る。）を組み込むように設計したもの又は測深の精度の平均値が0.3パーセント未満となるように設計したもの

(二)水中探知装置であって、次のいずれかに該当するもの

- 1 送信周波数が5キロヘルツ未満のもの又は動作周波数が5キロヘルツ以上10キロヘルツ未満であって、音圧レベル（音源から1メートルの距離で音圧が1マイクロパスカルである場合を0デシベルとしたときのものを用いる。以下この号において同じ。）が224デシベルを超えるもの
- 2 動作周波数が10キロヘルツ以上24キロヘルツ以下であって、音圧レベルが224デシベルを超えるもの
- 3 動作周波数が24キロヘルツ超30キロヘルツ未満であって、音圧レベルが235デシベルを超えるもの
- 4 動作周波数が100キロヘルツ未満であって、ビーム幅が1度未満の音響ビームを成形することができるもの
- 5 1,000メートルを超える水深で使用することができるように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
 - 一 水圧を補正することができる送受波器を有するもの
 - 二 チタン酸ジルコン酸鉛からなる送受信素子以外の送受信素子を組み込んだ送受波器を有するもの
- 6 計測距離が5,120メートルを超えるように設計したもの

< 化学兵器製造関連 >

< 問題 7 >

次のAからDの中から、輸出令別表第1の3の項(2)貨物等省令第2条第2項第四号で規制する蒸留塔に該当する正しい組み合わせをすべて列挙している番号を一つ選びなさい。

なお、材質欄に掲げた材料は、内容物と接触するすべての部分が当該材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されているものとする。

	材質	内径	塔の断面積	使用圧力
A	ニッケル	1,200mm	1.1304 m ²	300kPA
B	チタン	100mm	0.008 m ²	400kPA
C	炭素鋼	2,000mm	3.14 m ²	500kPA
D	アルミニウム	2,000mm	3.14 m ²	500kPA

1. Bが該当
2. AとBが該当
3. BとCが該当
4. AとCとDが該当
5. すべて非該当

< 問題 8 >

次のAからEは、輸出令別表1の3の項(2)貨物等省令第2条第2項に定める軍用の化学製剤の製造に用いられる装置等として掲げられているものの一部である。

これらの装置等のうち、内容物と接触するすべての部分が黒鉛又はカーボングラファイトで構成され、裏打ちされ、又は被覆されていることにより規制対象となっているものはいくつあるか答えなさい。

- A 反応器
- B 貯蔵容器
- C 熱交換器若しくは凝縮器
- D かくはん機
- E 蒸留塔又は吸収塔

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 0 個

< 問題 9 >

チタン合金からなる 40 枚のプレート（個々のプレートの伝熱面積は 5 平方メートル）を組み込んだ熱交換器を輸出する。（熱交換器としてはトータルの伝熱面積が 200 平方メートルとなるため、輸出令別表 1 の 3 の項（2）貨物等省令第 2 条第 2 項第三号の規制に該当せず輸出許可不要のものである。）

今回、船積前に客先から予備品として 5 枚のプレートを追加送付の依頼があった場合、次の中から正しい対応のものを一つ選びなさい。

- 1 . 予備品のプレートは許可不要の熱交換器用であるので許可は不要。
- 2 . 予備品のプレートは、5 枚のプレートの電熱面積を合計すると 25 平方メートルとなり規制範囲を超えることから、許可は不要。
- 3 . 予備品のプレートは許可が必要。
- 4 . 予備品のプレートは本体と一体のものとみなされるので許可は不要。
- 5 . 熱交換器本体と同一梱包の上、輸出する場合は許可不要であるが、それ以外の場合（同時期ではあるが別梱包 又は別時期の輸出の場合等）は許可必要。

（参照条文・抜粋）

輸出令別表 1 の 3 の項（2）貨物等省令第 2 条第 2 項第三号：

熱交換器又は凝縮器であって、伝熱面積が 0.15 平方メートル超 20 平方メートル未満のもの
うち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、
又は被覆されたもの

< 化学製剤原料関連 >

< 問題 10 >

輸出令別表 1 の 3 の項（1）貨物等省令第 2 条第 1 項第一号では、「軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混

合物であって、いずれかの物質の含有量が全重量の30パーセントを超えるもの」と規定している。次の中から該非判定について正しいものはいくつあるか答えなさい。

- A 規制対象物質を含む混合物から規制物質を容易に分離することができれば、含有量に関係なく当該混合物は該当となる。
- B 規制対象物質を含む混合物から規制物質を分離するには相当な困難が伴う場合には、含有量が全重量の30%を超えても当該混合物は非該当となる。
- C 規制対象物質を含む混合物から規制物質を容易に分離できるか否かに関係なく、当該物質の含有量が全重量の30%を超えるか否かで判定する。
- D 規制対象物質を含む混合物に占める規制対象物質の価格比が10%を超える場合は、含有量に関係なく当該混合物は該当する。
- E 規制対象物質の含有量が全重量の29.6%であっても四捨五入すれば30%なので当該混合物は該当となる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題11>

輸出令別表第1の3の項(1)に定められている軍用化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となるトリエタノールアミンが、輸出令別表第1の5の項の芳香族ポリイミドと次のように混合している場合、該非判定について、正しいものを一つ選びなさい。ただし、混合によって分解も含めた化学反応は生じないものとする。

- 1. 全重量比でトリエタノールアミン38%、芳香族ポリイミド62%の混合液の場合、芳香族ポリイミドの方が多いので、輸出令別表第1の3の項(1)は非該当と判定し、輸出令別表第1の5の項でのみ該当と判定すればよい。
- 2. 全重量比でトリエタノールアミン38%、芳香族ポリイミド62%の混合液の場合、輸出令別表第1の5の項より輸出令別表第1の3の項が、大量破壊兵器の規制関連として優先するので、輸出令別表第1の3の項(1)に該当と判定し、輸出令別表第1の5の項は、非該当と判定する。
- 3. 全重量比でトリエタノールアミン、芳香族ポリイミドがそれぞれ28%の場合は、輸出令別表第1の3の項(1)は非該当と判定し、輸出令別表第1の5の項は、該当と判定する。
- 4. 全重量比でトリエタノールアミン55%、芳香族ポリイミド30%の混合液の場合、トリエタノールアミンの方が多いので、輸出令別表第1の3の項(1)に該当と判定し、輸出令別表第1の5の項は、非該当と判定する。
- 5. 全重量比でトリエタノールアミン55%、芳香族ポリイミド30%の混合液の

場合、輸出令別表第1の5の項に係るワッセナー・アレンジメントが優先するので、輸出令別表第1の5の項は、該当と判定し、輸出令別表第1の3の項(1)は非該当と判定する。

<問題12>

運用通達において規定されている輸出令別表第1の解釈を要する語のうち、3の項の「軍用の化学製剤の原料となる物質、軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質、軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質」には、次の除外規定がある。

【 】であって、個人的使用のため小売用の包装(瓶、缶、チューブ等に詰められたもの)にしたものを除く。

【 】には具体的な貨物が掲げられているが、次の組み合わせの中で、除外されないものが含まれている組み合わせはいくつあるか答えなさい。

- A 調製不凍液、インキ、除草剤
- B 接着剤、ペイント、化粧品
- C インキ、工業用表面処理剤、調整不凍液
- D 工業用表面処理剤、除草剤、調整潤滑剤
- E ペイント、マッチ、シャンプー

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<先端材料関連>

<問題13>

輸出令別表第1の5の項(5)では、「(A)(B)(C)(D)若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの(E)又はこれらの(F)用の装置若しくはその部分品若しくは附属品((G)の中欄に掲げるものを除く。)」が規制されている。

次の中から括弧にあてはまる語句を正しく組み合わせている番号を一つ選びなさい。

- 1.(A)タンゲステン合金 (B)チタン合金 (E)化合物
- 2.(A)ニッケル合金 (C)ニオブ合金 (F)設計
- 3.(B)ニッケル合金 (D)アルミニウム (E)粉
- 4.(C)セラミック (D)ウランチタン合金 (G)15の項
- 5.(D)アルミニウム合金 (F)製造 (G)2の項

<問題14>

輸出令別表第1の5の項(18)貨物等省令第4条第二号に該当する繊維を使用し

た成型品（200万相当）を輸出する場合について、正しいものはいくつあるか答えなさい。なお、輸出令別表第1の16の項は考慮しないものとする。

- A チタンをマトリックスとし、比弾性率が10,150,000メートルを超え、比強度が177,000メートルを超える炭素繊維を使用した成型品（脳ドックで使用するMRI用）をボストンの大学病院に輸出する場合は、輸出許可申請が必要である。
- B 炭素をマトリックスとし、比弾性率が10,150,000メートルを超え、比強度が177,000メートルを超える炭素繊維を使用した成型品（アマチュア競技者向けハングライダー用）をカトマンズに輸出する場合は、輸出許可申請が必要である。
- C アルミニウムをマトリックスとし、比弾性率が10,150,000メートルを超え、比強度が177,000メートルを超える炭素繊維を使用した成型品（ジェットコースター用）をフロリダの遊園地に輸出する場合は、輸出許可申請が必要である。
- D マグネシウムをマトリックスとし、比弾性率が10,150,000メートルを超え、比強度が177,000メートルを超える炭素繊維を使用した成型品（観光バス用）をシドニーのバス会社に輸出する場合は、輸出許可申請が必要である。
- E 炭素をマトリックスとし、比弾性率が10,150,000メートルを超え、比強度が177,000メートルを超える炭素繊維を使用した成型品（卓上旋盤用）をロンドンのつり具メーカーに輸出する場合は、輸出許可申請が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題15>

運用通達において規定されている輸出令別表第1の解釈を要する語のうち、次の中から5の項以外の用語の解釈を含む番号を一つ選びなさい。

- 1. プリプレグ、プリフォーム、マトリックス、炭素繊維、比弾性率
- 2. 比強度、被覆、複合材料、超塑性成形、拡散接合、応力破断時間
- 3. マトリックス、ほう素又はその合金、ベリリウムの半製品、地金、板状の吸収材
- 4. 低サイクル疲労寿命、真空噴霧法、マトリックス、自己発火温度
- 5. 引火点、流動点、粘度指数、熱変形温度、ほう化物

<材料加工関係>

<問題16>

輸出令別表第1の6の項（1）貨物等省令第5条第一号の軸受に関する該非判定について、正しいものはいくつあるか答えなさい。

- A 軸受の附属品については、貨物等省令第5条第一号では規制されていない。
- B 軸受の部分品については、貨物等省令第5条第一号に該当する場合、他の用途に用いることができるものであっても、該当と判定する。
- C 軸受本体のみが規制され、部分品は規制されていない。
- D 軸受の内輪の直径が5ミリメートル以内の軸受けに使用できる部分品のみが規制される。
- E 軸受の部分品については、玉軸受のみが規制されている。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 0 個

<問題 17 >

輸出令別表第1の6の項(2)貨物等省令第5条第二号へでは、特定の工作物を製造するためのみに使用するよう設計した工作機械は、規制対象から除外している。次の中から、その特定の工作物として正しく組み合わせている番号を一つ選びなさい。

- 1 . ウォーム軸・ねじ
- 2 . プリズム・宝石
- 3 . デジカメ用レンズ・歯車
- 4 . クランク軸・工具
- 5 . シリンダーブロック・クランク軸

<問題 18 >

輸出令別表第1の2の項(12)貨物等省令第1条第十七号では測定装置を規制しているが、以下の測定装置の中で規制対象とされていないものはいくつあるか答えなさい。

- A 静電容量センサーシステム
- B レーザー干渉計
- C 渦電流センサーシステム
- D オートコリメータ
- E 座標測定機
- F ノギス

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個

- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 0 個

<問題 19 >

輸出令別表第 1 の 2 の項 (1 2) 貨物等省令第 1 条第十七号ロ (二) では、次の 1 及び 2 に該当する線形電圧差動変圧器を用いた測定システムを規制対象としている。

- 1 5 ミリメートルまでの測定レンジにおいて、直線性が 0 . 1 % 以下のもの
- 2 19 度以上 21 度以下の温度範囲において測定した場合ドリフトが 24 時間当たり 0 . 1 % 以下のもの

線形電圧差動変圧器を用いた測定システムの以下の該非判定で誤っているものを一つ選びなさい。

- 1 . 測定レンジが 8 mm で直線性が 0 . 1 % 以上だったので、すべて非該当と判定した。
- 2 . 測定レンジが 8 mm で温度 19 度以上 20 度以下の温度範囲においてで測定した場合ドリフトが 24 時間当たり 0 . 1 % 超だったので非該当と判定した。
- 3 . 測定レンジが 4 mm で直線性が 0 . 1 % 超え、19 度以上 21 度以下の温度範囲において測定した場合ドリフトが 24 時間当たり 0 . 1 % を超えていたので非該当と判定した。
- 4 . 測定レンジが 4 mm で直線性が 0 . 1 % 以下、19 度以上 20 度以下の温度範囲で測定した場合ドリフトが 24 時間当たり 0 . 1 % 以下だったので該当と判定した。
- 5 . 測定レンジに関わりなく、19 度以上 21 度以下の温度範囲で測定した場合ドリフトが 24 時間当たり 0 . 1 % を超えていたので非該当と判定した。

<問題 20 >

輸出令別表第 1 におけるロボットの部分品の該非判定について、次の中から正しいものを一つ選びなさい。なお、16 の項は考慮しないものとする。

- 1 . 該当ロボットに組み込まれた部分品は、非該当ロボットの組込み品と共通部品であっても、すべて該当となる。
- 2 . 非該当ロボットに組み込まれた部分品は、それ自体が該当貨物であっても、すべて非該当である。
- 3 . 14 の項該当ロボットの部分品は、「他の用途に用いることができるもの」であっても、該当となる。
- 4 . 該当ロボットの部分品であっても、「他の用途に用いることができるもの」は、すべて除外することができる。
- 5 . 2 の項該当ロボットの部分品は、「他の用途に用いることができるもの」であっても、該当となる。

<エレクトロニクス関連>

<問題 2 1 >

輸出令別表第 1 の 7 の項 (1) 貨物等省令第 6 条第一号口の該非判定について、正しいものはいくつあるか答えなさい。

- A 貨物等省令第 6 条第一号二の化合物半導体を用いた記憶素子用のもの (他の貨物に使用するように設計したものを除く。) は、貨物等省令第 6 条第一号口でも規制されている。
- B 前処理製造工程 (プロセス) の途中で、一部パターンが形成されているウエハーの判定では、動作保証温度範囲の判定は不要である。なお、他の貨物に使用するように設計したものではない。
- C 共同開発した集積回路をウエハー状態で輸出したが、自社では、動作温度範囲は、 - 4 0 ~ + 8 5 の規格としている。相手先は、動作温度範囲を、 - 5 5 ~ + 1 2 5 としている。この場合の動作温度範囲は、自社の - 4 0 ~ + 8 5 の範囲として判定してもよい。なお、他の貨物に使用するように設計したものではない。
- D D R A M (他の貨物に使用するように設計したものを除く。) は、貨物等省令第 6 条第一号口の規制対象貨物でない。
- E 貨物等省令第 6 条第一号リのカスタム集積回路は、貨物等省令第 6 条第一号口では規制されない。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 0 個

<問題 2 2 >

運用通達において規定されている輸出令別表第 1 の解釈を要する語のうち、 7 の項の「貨物等省令第 6 条第一号イ、ロ及びヌ並びに同条第二号から十六号のまでの規定中の他の貨物に使用するように設計したもの」の解釈として、誤っているものはいくつあるか答えなさい。

- A 該当の機器・装置用に使用することを意図して設計したものは、それが非該当の機器・装置に使用できるものである場合、他の用途に用いることができるものとして非該当と判定する。
- B 非該当の機器・装置用に使用することを意図して設計したものであっても、それが該当の機器・装置に使用できる場合、該当の機器・装置用の専用設計品とし、該当とする必要がある。
- C 該当の機器・装置用に使用することを意図して設計したものであっても、それ

が非該当の機器・装置に使用できる場合、非該当の機器・装置用の専用設計品として判定し、非該当とする。

- D 該当と非該当の両方の機器・装置用に設計したものは、該当の機器・装置が該当となるために必要不可欠なものも含めて非該当となる。
- E 専用設計された集積回路で、「他の貨物」のために「特別に設計したもの」の「他の貨物」とは、中間段階の貨物、例えば、各種機器に組み込まれる電源等は、「他の貨物」に含まない。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 5 個

<問題 2 3 >

半導体製造装置の一部の装置は輸出令別表第 1 の 7 の項 (1 6) 貨物等省令第 6 条第十七号イからへで規制されている。半導体製造装置本体及びその部分品、附属品の該非判定について、次の中から正しいものはいくつあるか答えなさい。

- A 半導体製造装置として輸出する場合、装置の中に使用されている部分品、附属品について、他の用途に用いることができるものについては、輸出令別表第 1 の 7 の項に該当しないと判定する。
- B 半導体製造装置の中に使用されている部分品を部分品単位で輸出する場合に、部分品毎に該非判定する必要はない。
- C イからへのいずれにも該当しない半導体製造装置の中に使用されている部分品を部分品毎に該非判定するとき、装置全体としての判定は非該当であるから、その部分品も非該当である。
- D イからへのいずれにも該当しない半導体製造装置の中に使用されている部分品を部分品毎に該非判定するとき、装置全体としての判定は非該当であっても、その部分品は貨物等省令第 6 条第十七号以外で該当する場合もある。
- E イからへのいずれかに該当する半導体製造装置の中に使用されている部分品を部分品毎に該非判定するとき、その部分品は貨物等省令第 6 条第十七号でのみ判定すればよい。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 5 個

(参照条文・抜粋)

輸出令 別表第1の7の項

(16) 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品

貨物等省令 第6条

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ 結晶のエピタキシャル成長装置であって、次のいずれかに該当するもの

(一)～(三) (省略)

ロ イオン注入装置であって、次のいずれかに該当するもの

(一)～(四) (省略)

ハ 異方性プラズマドライエッチング装置であって、カセットツウカセット機能及びロードロック機能を有するもの又はホに該当するものに接続して使用するよう設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの

(一)～(二) (省略)

ニ プラズマ増殖型の化学的気相成長装置であって、カセットツウカセット機能及びロードロック機能を有するもの又はホに該当するものに接続して使用するよう設計したもののうち、最小線幅が180ナノメートル以下の半導体素子の製造に使用されるもの

ホ 自動的にウエハーの装填を行うことができるマルチチャンバー対応ウエハー搬送中央装置であって、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一)～(二) (省略)

ヘ リソグラフィ装置であって、次のいずれかに該当するもの

(一)～(二) (省略)

<問題24>

輸出令別表第1の7の項(6)貨物等省令第6条第五号では、単二形電池の体積を超える体積を有する一次電池が規制されているが、次の仕様を有する場合の一次電池のエネルギー密度(Wh/kg)について、正しいものを一つ選びなさい。なお、他の貨物に使用するよう設計されていないものとする。

仕様

使用可能温度範囲：零下30度より低い温度から70度を超える温度

平均出力電流：600mA

平均出力電圧：6.0V

放電時間：18分

質量：200g

1. 2.2.5

2. 4.5

3. 5.4

4. 0.003

5. 3.0

<コンピュータ関連>

<問題 2 5 >

運用通達において規定されている輸出令別表第 1 の解釈を要する語のうち、8 の項の「デジタル電子計算機」の解釈の規定について、(A) から (J) にあてはまる語句を下記の語群のア～ソより選択し、正しく組み合わされている番号を一つ選びなさい。なお、(A) から (J) には、同じ語句を 2 回以上用いてもよい。

「デジタル計算機」とは、次のイからニまでに該当するものをいう。

- イ (A) 以上の (B) を (C) することができるもの
- ロ (D) 又は命令を固定若しくは可変 (書換え可能) (E) に (F) できるもの
- ハ (G) に蓄積した変更することのできる命令列により (H) を処理することができるもの (記憶装置に蓄積した命令列の変更は、固定記憶の差換えを含むが、配線及び物理的変更は除く。)
- ニ (I) を (J) することができるもの

語群：

ア . CPU イ . プログラム ウ . 記憶装置 エ . 附属装置 オ . 暗号装置
カ . デジタルデータ キ . デジタル信号 ク . アナログ信号 ケ . 入力 コ . 出力
サ . 1 個 シ . 2 個 ス . 1 0 0 万個 セ . 記憶 ソ . 処理

- 1 . A - シ F - オ
- 2 . A - ス J - セ
- 3 . A - サ H - キ
- 4 . B - カ G - エ
- 5 . D - カ E - ウ

<問題 2 6 >

運用通達において規定されている輸出令別表第 1 の解釈を要する語のうち、8 の項の「主要な要素」の解釈として、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 . 他の装置に内蔵されているデジタル電子計算機又は附属装置の市場価額が当該装置の販売価額の 3 5 % を超えることをいう。
- 2 . 他の装置に内蔵されているデジタル電子計算機の初期製造時の市場価格が当該装置の販売価額の 3 5 % を超えることをいう。
- 3 . 他の装置に内蔵されているアナログ電子計算機又は附属装置の購入価額が当該装置の販売価額の 3 5 % 未満のことをいう。
- 4 . 他の装置に内蔵されているデジタル電子計算機又は附属装置の初期製造時の市場価額が当該装置の販売価額の 3 5 % を超えることをいう。
- 5 . 他の装置に内蔵されている電子計算機又は附属装置の購入価額が当該装置の販売価額の 3 5 % を超えることをいう。

<問題 2 7 >

運用通達において規定されている輸出令別表第1の解釈を要する語のうち、8の項の用語の解釈として、誤っているものはいくつあるか答えなさい。

- A フォールトトレラント機能とは、ハードウェア又はソフトウェアの障害の場合において、操作の継続性、データの統合性及び与えられた時間内でのサービスの復旧を備えていて、与えられたサービスレベルでプログラムの介在なしに操作を継続するためのコンピュータシステムの能力をいう。
- B シストリックアレイコンピュータとは、データの流れ又は変更が利用者によって、ロジックゲイトのレベルで動的に制御可能な計算機をいう。
- C ニューラルコンピュータとは、ニューロン（神経細胞又は神経突起）又はその集合体の作用を模擬するように設計又は設計変更された演算装置をいう。
- D 光コンピュータとは、データ表現のために光を用いるように設計又は設計変更されている計算機であって、かつ、その演算論理素子が直接光学デバイスに結合しているものをいう。
- E 計算要素とは、算術演算又は論理演算の結果を出す最大の要素をいう。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 5 個

< 通信・情報セキュリティ関連 >

< 問題 28 >

通信装置の設計の技術の規制に関して、外為令別表の9の項（2）貨物等省令第21条第2項第三号、第三号の二、第五号、第十四号では次のように（抜粋）定めている。

次の中から、貨物等省令第21条第2項に該当しないものはいくつあるか答えなさい。なお、他の項番の該非は考慮しないものとする。

- A 「デジタル伝送方式で40Gbpsの総合伝送速度を持つ伝送通信装置」の筐体のデザインの図面2枚
- B 経路選択方式がダイナミックルーティング方式の装置を使用するために専用に設計したプログラムでオブジェクトコードの入ったCD-ROM1枚
- C 人工衛星に搭載することができるように設計した伝送通信装置の設計に必要なA4の図面2枚
- D 人工衛星に搭載することができるように設計した伝送通信装置の製造に必要なデータが入った文書ファイル
- E 「デジタル伝送方式で40Gbpsの総合伝送速度を持つ伝送通信装置」の保守作業用ビデオ1巻

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 0 個

(参照条文・抜粋)

貨物等省令第21条第2項第三号：

経路選択方式がダイナミックルーティング方式の装置を設計、製造又は使用するために設計したプログラム（機械語で表したものを除く。）

貨物等省令第21条第2項第三号の二：

伝送通信装置又は電子式交換装置であつて、イ、ロ（一）若しくは（五）、ハ若しくはニ（一）に該当するものを設計するためのプログラム又は次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ デジタル伝送方式を用いたものであつて、15ギガビット毎秒を超える総合伝送速度（最高位多重化レベルにおける単位時間当たりの信号ビット（情報ビット並びにラインコーディング及びオーバーヘッドその他の付加ビットを含む。）数をいう。）で使用することができるように設計したもの

（以下略）

貨物等省令第21条第2項第五号：

人工衛星に搭載することができるように設計した伝送通信装置の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

貨物等省令第21条第2項第十四号：

スペクトル拡散（周波数ホッピングを含む。）技術を用いた伝送通信装置の設計に係る技術（プログラムを除く。）

<問題29>

運用通達において規定されている輸出令別表第1の解釈を要する語のうち、9の項の用語の解釈でいう暗号アルゴリズムの説明について、誤っているものはいくつあるか答えなさい。

- A 非対称アルゴリズムとは、暗号化と復号化に数学的に関連性を有する同一の鍵を使用する暗号アルゴリズムのことであり、代表例としてはR S Aが挙げられる。
- B 対称アルゴリズムとは、暗号化と復号化の両方に同一の鍵を使用する暗号アルゴリズムのことであり、代表例としてはR S Aが挙げられる。
- C 対称アルゴリズムとは、暗号化と復号化に別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムのことであり、代表例としてはD E S、F E A Lが挙げられる。
- D 対称アルゴリズムとは、暗号化と復号化に物理的に関連性を有する別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムのことであり、代表例としてはDiffie-Hellmanが挙げられる。
- E 非対称アルゴリズムとは、暗号化と復号化に数学的に関連性を有する別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムのことであり、代表例としてはD E S、M I S T Yが挙げられる。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 5 個

<問題 3 0 >

運用通達において規定されている輸出令別表第 1 の解釈を要する語のうち、9 の項の用語の解釈として、誤っている組み合わせを一つ選びなさい。

- A 暗号処理とは、情報の内容の秘匿又は情報の不正な改ざん若しくは不正な利用の防止を目的として情報の変換を行う処理をいう。(秘匿パラメータを用いた情報の変換に限る。)
- B 伝送通信装置若しくは電子式交換装置の設計用の装置のうち、設計以外の用途に用いることができるものは除かれている。
- C 伝送通信装置には、終端装置、中継装置、符号を変換する装置、多重化装置、モデム、多重変換装置、蓄積プログラム制御方式による回線の切換え機能を有する装置、ゲートウェイ、ブリッジ、メディアアクセスユニット、無線送受信機を含むが、音波(超音波を含む。)を搬送波とする水中通信装置は除かれている。
- D スペクトル拡散とは、絶対的に広い通信チャネルにおけるエネルギーを、より広いエネルギースペクトルへと拡散させる技術をいう。
- E 認証又はデジタル署名のための暗号機能には、関連する鍵管理機能を含む。また、認証のための暗号機能には、パスワード、個人識別番号データ又は類似のデータの保護に直接関連しないファイル若しくはテキストの暗号化機能以外の全てのアクセス制御機能を含む。

- 1 . A B C
- 2 . A E
- 3 . B C E
- 4 . C D
- 5 . C E

<センサー・レーザー関連>

<問題 3 1 >

貨物等省令第 9 条第三号ホに該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだ中古のカメラがある。当該カメラに関する輸出令別表第 1 の 1 0 の項(4)貨物等省令第 9 条第八号イ(二)の該非判定について、正しい説明を一つ選びなさい。ただし、当該カメラは輸出令別表第 1 の 1 の項から 1 5 の項までにおいて、他に該当する項目はないものとし、当該フォーカルプレーンアレーは当該カメラから容易に分離できるものとする。

1. 当該フォーカルプレーンアレーの価額が当該カメラの価額の25%を超えなければ、運用通達の規定によって当該項目に該当しないものとみなされる。なお、価額は、初期製造時の市場価額を元に判断することが基本とされている。
2. 当該フォーカルプレーンアレーの価額が当該カメラの価額の10%を超えなければ、運用通達の規定によって当該項目に該当しないものとみなされる。なお、価額は、初期製造時の市場価額を元に判断することが基本とされている。
3. 当該フォーカルプレーンアレーの価額が当該カメラの価額の10%を超えなければ、運用通達の規定によって当該項目に該当しないものとみなされる。なお、価額は、現在の市場価額を元に判断することが基本とされている。
4. フォーカルプレーンアレーの価額と当該カメラの価額に関係なく、当該項目に該当する。
5. フォーカルプレーンアレーの価額と当該カメラの価額に関係なく、中古品なので、非該当とする。

(参照条文・抜粋)

貨物等省令第9条第八号

高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの(第11条に該当するものを除く。)

イ 次のいずれかに該当するもの

(二) 第三号ホに該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだもの

<問題32>

運用通達において規定されている輸出令別表第1の解釈を要する語のうち、2の項の「電子式のフレーミングカメラ」の解釈は、次のように規定されている。

「(A)又は電子管による(B)の機能を有するカメラを含む。」

(A)と(B)に入る正しい語句の組み合わせの番号を一つ選びなさい。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. A 赤外線素子 | B 撮影 |
| 2. A 固体撮像素子 | B シャッター |
| 3. A 固体撮像素子 | B アナログデジタル変換 |
| 4. A 焦電検出器 | B シャッター |
| 5. A 光導電セル | B 画像処理 |

<問題33>

運用通達において規定されている輸出令別表第1の解釈を要する語のうち、10の項の用語の解釈として、誤っているものはいくつあるか答えなさい。

- A 輸出令別表第1の10の項の部分品、附属品は、他の用途に用いることができるものは、同項より除かれている。

- B フォーカルプレーンアレーとは、同一チップ内に、検出素子を一次元若しくは二次元に配列したもの又は多層化したものであって、読み出し回路の有無に関係なく、同一焦点面で動作するものをいう。
- C 応答時定数とは、電流を増加させる光刺激を加えてから、電流が最終値の100パーセントに達するのに要する時間をいう。
- D モノスペクトルイメージセンサーとは、1の分離したスペクトル帯域からイメージデータを得ることができるものをいう。
- E トランスファーレーザー発振器とは、レーザー動作をする原子又は分子が、レーザー動作をしていない原子又は分子と衝突することによるエネルギー移動により、励起種となるレーザー発振器をいう。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 0 個